

取引説明書(LION CFD(商品)個人のお客様用)対比表

2026年6月15日

(青文字部分が追加箇所)

現 行	変 更 後
<p>3. 口座開設までの流れ</p> <p>(1) 契約締結前交付書面をお読みください。</p> <p>(2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。</p> <p>店頭商品 CFD 取引では、口座開設時にお客様に投資可能資金額を申告いただく必要があります。投資可能資金額とは、店頭商品 CFD 取引により損失を被っても、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することになっていない等、お客様の生活に支障のない範囲で定める資金額であり、お客様が店頭商品 CFD 取引における損失として許容できる金額をいいます。</p> <p>(3) 当社まで本人確認書類および個人番号を確認できる書面を以下のいずれかの方法でお送りいただきます。</p> <p>ア. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホの方法によるもの</p> <p>イ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号トの方法によるもの</p> <p>ウ. 専用フォーム</p> <p>エ. 添付メール</p> <p>オ. 郵送</p> <p>カ. FAX</p> <p>(4) 当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION CFD」口座専用のユーザーID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。なお、上記(3)ア. またはイ. の方法による場合、原則として、ユーザーID、パスワードをメールにてお知らせいたします。</p> <p>(5) 当社がおお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。</p> <p>※本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた以下のようなものとなります。</p> <p>① 運転免許証(運転経歴証明書)②各種健康保険証(記号・番号・保険者番号・QR コードは判読できないように塗りつぶしてください。)</p> <p>③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書⑥パスポート</p> <p>(2020年2月4日以降に申請されたものは所持人記入欄が存在しないためご利用できません。)</p> <p>⑦個人番号カード(表面)⑧年金手帳(基礎年金番号は判読できないように塗りつぶしてください。)</p> <p>等をいいます。住所・氏名・生年月日が確認でき、③④は発行から6ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることを</p>	<p>3. 口座開設までの流れ</p> <p>(1) 契約締結前交付書面をお読みください。</p> <p>(2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。</p> <p>店頭商品 CFD 取引では、口座開設時にお客様に投資可能資金額を申告いただく必要があります。投資可能資金額とは、店頭商品 CFD 取引により損失を被っても、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することになっていない等、お客様の生活に支障のない範囲で定める資金額であり、お客様が店頭商品 CFD 取引における損失として許容できる金額をいいます。</p> <p>(3) 当社まで本人確認書類および個人番号を確認できる書面を以下のいずれかの方法でお送りいただきます。</p> <p>ア. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホの方法によるもの</p> <p>イ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号トの方法によるもの</p> <p>ウ. 専用フォーム</p> <p>エ. 添付メール</p> <p>オ. 郵送</p> <p>カ. FAX</p> <p>(4) 当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION CFD」口座専用のユーザーID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。なお、上記(3)ア. またはイ. の方法による場合、原則として、ユーザーID、パスワードをメールにてお知らせいたします。</p> <p>(5) 当社がおお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。</p> <p>※本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた以下のようなものとなります。</p> <p>① 運転免許証(運転経歴証明書)②各種健康保険証(記号・番号・保険者番号・QR コードは判読できないように塗りつぶしてください。)資格確認書③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カード(特定在留カード)または特別永住者証明書(特定特別永住者証明書)⑥パスポート(2020年2月4日以降に申請されたものは所持人記入欄が存在しないためご利用できません。)</p> <p>⑦個人番号カード(表面)⑧年金手帳(基礎年金番号は判読できないように塗りつぶしてください。)等をいいます。住所・氏名・生年月日が確認でき、</p>

<p>ご確認ください。</p> <p>※個人番号を確認できる書面とは、通知カード(氏名および住所が住民票に記載された内容と同一である場合に限る。)、個人番号が記載された住民票、個人番号カード(裏面)をいいます。</p>	<p>③④は発行から 6 ヶ月以内の原紙で、それ以外は無効期限内のコピーであることをご確認ください。</p> <p>※個人番号を確認できる書面とは、通知カード(氏名および住所が住民票に記載された内容と同一である場合に限る。)、個人番号が記載された住民票、個人番号カード(裏面)をいいます。</p>
<p>6. 取引時間</p> <p>【金スポット、銀スポット、WTI 原油、天然ガス】</p> <p>・米国東部標準時間採用時</p> <p>日本時間 月曜日午前 8 時 00 分から翌午前 7 時 00 分まで(土曜日は午前 6 時 30 分まで)</p> <p>以下、省略</p>	<p>6. 取引時間</p> <p>【金スポット、銀スポット、WTI 原油、天然ガス、金スポットミニ、銀スポットミニ】</p> <p>・米国東部標準時間採用時</p> <p>日本時間 月曜日午前 8 時 00 分から翌午前 7 時 00 分まで(土曜日は午前 6 時 30 分まで)</p> <p>以下、省略</p>
<p>24. 決済順序</p> <p>ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序は、次の 4 種類から選ぶことができます。</p> <p>③および④について、複数のポジションで評価損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。⑤および⑥についても複数のポジションで pip 損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。</p> <p>約定日時の古い順(FIFO)</p> <p>約定日時の新しい順(LIFO)</p> <p>評価損益(取引数量を乗算したポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額を加減算したもの)の少ない順(損失の大きい順)</p> <p>評価損益(取引数量を乗算したポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額を加減算したもの)の多い順(損失の小さい順)</p> <p>pip 損益(取引数量を乗算する前の損益で未実現の価格調整額・金利調整額は含まない)の少ない順(損失の大きい順)</p> <p>pip 損益(取引数量を乗算する前の損益で未実現の価格調整額・金利調整額は含まない)の多い順(損失の小さい順)</p>	<p>24. 決済順序</p> <p>ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序は、次の 4 種類から選ぶことができます。</p> <p>③および④について、複数のポジションで評価損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。⑤および⑥についても複数のポジションで pip 損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。</p> <p>①約定日時の古い順(FIFO)</p> <p>②約定日時の新しい順(LIFO)</p> <p>③評価損益(取引数量を乗算したポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額を加減算したもの)の少ない順(損失の大きい順)</p> <p>④評価損益(取引数量を乗算したポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額を加減算したもの)の多い順(損失の小さい順)</p> <p>⑤pip 損益(取引数量を乗算する前の損益で未実現の価格調整額・金利調整額は含まない)の少ない順(損失の大きい順)</p> <p>⑥pip 損益(取引数量を乗算する前の損益で未実現の価格調整額・金利調整額は含まない)の多い順(損失の小さい順)</p>
<p>34. 必要証拠金</p> <p>1Lot あたりの必要証拠金は、前々営業日の取引終了時のレートを参考にした基準値を基に算出します。基準値から 1Lot あたりの想定元本(基準値×1.2×1Lot あたりの取引単位×円換算レート)を算出し、原則、商品 CFD の場合 5% を乗じた金額(100 円未満切り上げ。従ってレバレッジは最大 20 倍となります。)を取引日当日に適用する変動制とします。但し、銘柄によりこの比率は異なります。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。</p> <p>*「1.2」は必要証拠金を算出するにあたり、当社の商品 CFD の想</p>	<p>34. 必要証拠金</p> <p>1Lot あたりの必要証拠金は、前々営業日の取引終了時のレートを参考にした基準値を基に算出します。基準値から 1Lot あたりの想定元本(基準値×1.2×1Lot あたりの取引単位×円換算レート)を算出し、原則、商品 CFD の場合 5% を乗じた金額(100 円未満切り上げ。従ってレバレッジは最大 20 倍となります。)を取引日当日に適用する変動制とします。但し、銘柄によりこの比率は異なります。金スポットミニおよび銀スポットミニの必要証拠金は、金スポットおよび銀スポットの必要証拠金の 10 分の 1 の金額となります。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。</p> <p>*「1.2」は必要証拠金を算出するにあたり、当社の商品 CFD の想</p>

<p>定元本を計算するための固定のファクターです。 詳細はホームページをご確認ください。</p>	<p>定元本を計算するための固定のファクターです。 詳細はホームページをご確認ください。</p>
<p>43. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭商品 CFD 取引で発生した益金(売買差損益金および各調整額による損益)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭商品 CFD 取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p>	<p>43. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭商品 CFD 取引で発生した益金(売買差損益金および各調整額による損益)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭商品 CFD 取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※復興特別所得税は、平成252013年から平成492037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p>
<p>2025年3月17日現在</p>	<p>2026年6月15日現在</p>